

第二五回

参第一号

健康保険法等の一部を改正する法律（案）

（健康保険法の一部改正）

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第七十条を次のように改める。

第七十条 国庫ハ政府ノ管掌スル健康保険ノ療養ノ給付並ニ療養費及家族療養費ノ支給ニ要スル費用ノ百分ノ十ヲ負担ス

国庫ハ前項ノ費用ノ外毎年度予算ノ範囲内ニ於テ健康保険事業ノ事務ノ執行ニ要スル費用ヲ負担ス

（船員保険法の一部改正）

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項を次のように改める。

国庫ハ傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料及家族葬祭料ノ支給並ニ船員法ノ規定ニ依リ災害補償ヲ受クベキ者ノ本法ノ規定ニ依リ受クル保険給付ニシテ其ノ災害補償ニ相当スルモノ以外ノ保険給付ニ付左ノ各号ニ定ムル所ニ依リ其ノ保険給付ニ要スル費用ノ一部ヲ負担ス

- 一 療養ノ給付並ニ療養費及家族療養費ノ支給ニ付テ八十分ノ一・五
- 二 失業保険金ノ支給ニ付テ八三分ノ一
- 三 其ノ他ノ保険給付ニ付テ八五分ノ一

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第三条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保険料」の下に「、一般会計ヨリノ受入金」を加える。

第十八条ノ六中「昭和三十年以降七箇年度間」を「昭和三十年及昭和三十二年以降六箇年度間」に改める。

（船員保険特別会計法の一部改正）

第四条 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「昭和三十年以降六箇年度間」を「昭和三十年及び昭和三十二年以降五箇年度間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。
（昭和三十一年度における負担の特例）
- 2 昭和三十一年度においては、改正後の健康保険法第七十条第一項中「費用ノ百分ノ十」とあるのは、「費用二付三十億円」と読み替えるものとする。

- 3 昭和三十一年度においては、改正後の船員保険法第五十八条第一項第一号中「十分ノ一・五」とあるのは、「十分ノ一・五以内」と読み替えるものとする。

理 由

健康保険及び船員保険については、最近療養の給付並びに療養費及び家族療養費の支給に要する費用が著しく増大しているが、保険料の収入はこれに伴わない現状にあるので、社会保険の健全な発達を図るため、国庫はこれらの費用の一部を負担する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費としては平年度健康保険約四十九億円、船員保険約一億四千万円計約五十億四千万円を必要とする。但し、昭和三十一年度は三十一億円であるが、予算に計上されている。